平成２２年（フ）第３号
兵庫県西脇市黒田庄町津万井357番地の８　市営住宅４号
債務者　岡本　武官
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５５８号
香川県高松市東山崎町514番地　市住Ｄ―44、住民票上の住所香川県高松市東山崎町514番地　市住Ｅ―22
債務者　平田　義史
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５３１号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地89
債務者　木﨑　洋祐
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷290番地９　ドミール・アッシュＢ棟101号
債務者　西山小百合（旧姓草貫・金子）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
長崎県長崎市高尾町44番23号　ハイツ三原台101、旧住所長崎県長崎市三原１丁目６番26号
債務者　彌永　真実（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９４号
長崎県長崎市滑石６丁目２番２―514号
債務者　松本ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
福岡県みやま市高田町江浦町425番地２　ハイツアラキ北２号室
債務者　須崎　潤二
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１５０号
福岡県大牟田市小浜町80番地１　大牟田市営小浜南住宅１棟25号
債務者　工藤久佐雄
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１５１号
福岡県大牟田市大字橘1340番地１　市営橘住宅２棟33号
債務者　畑野　伸二
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１号
福岡県大牟田市一浦町43番地１
債務者　横山ヨシエ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２号
埼玉県朝霞市三原５丁目11番55号　ストークマンションⅠ―305号
債務者　横山　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８号
大分市大字古国府952番地の１　三和コーポ22―705
債務者　木村　弘章
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９４号
沖縄県那覇市安謝２丁目29番32号　メゾン七五三301
債務者　渡嘉敷美千代
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１号
沖縄県糸満市西崎６丁目11番３―301号　コーポエントピア
債務者　玉城　京子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２２５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜１番地５
債務者　阿部加奈江
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５号
宮城県石巻市清水町１丁目12番７号
債務者　佐々木義彦
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第９号
秋田市楢山川口境20番２―307号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部